

議会だより

平成24年第5回市議会が、12月5日から26日までの22日間の会期で開催されました。今回は、平成24年度都城市一般会計補正予算など市長提出議案47件（うち16件は継続審査分）、議員提出議案3件、請願2件、報告4件の合計56件について審議された結果、請願2件が継続審査となったほかはすべて可決されました。

12月議会では、6日間にわたり一般質問が行われ、23人の議員が質問に立ち、活発な議論が交わされました。主な内容は次の通り。

◆市長の施政方針について

質 新市長として、市政にどのように取り組まれるのか伺いたい。

答 今回、7つのマニフェストを掲げています。中でも3つの項目について、特に重点的に取り組み

市長のマニフェスト

- ①安心安全なまちづくり
- ②農林畜産業支援
- ③地場産業支援
- ④「人創り」のための教育支援
- ⑤スポーツ・文化活動支援
- ⑥医療・福祉・子育て支援
- ⑦行財政改革

たいと考えています。

一つ目は、地域の基幹産業である農林畜産業の活性化です。6次産業化を市内全域で進め、農畜産物や林産物の付加価値を高め、生産者の所得向上につなげます。そのことがやがては、市全体の経済の活性化につながると確信しています。関連して、5年後の全国和牛能力共進会において、本市からも県内一、そして、日本一の牛を出したいと考えています。

二つ目は、都城の地の利を生かすことです。九州縦貫自動車道があり、宮崎・鹿児島空港にもアクセスしやすいというのは都城の宝であると思います。この地の利をさらに高めるために、都城志布志道路の全線開通に向けて取り組み

24年度12月補正予算(6件)

【一般会計】 7億1,785万円

【特別会計】 △3億1,437万6千円

23年度決算の認定(継続審査分16件)

◇一般会計歳入歳出決算の認定について ほか15件

条例の制定・一部改正(11件)

◇都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について ほか10件

その他(14件)

◇公の施設の指定管理者の指定について
 ◇都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて ほか12件

請願(2件)

◇「教育の日」制定に関する請願書 ほか1件

議員提出議案(3件)

◇都城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について ほか2件

報告(4件)

◇専決処分した事件の報告について ほか3件

ことにより、都城の魅力はさらに増し、発展していく上で大きな力になります。

三つ目が、これからの都城を支えていく子どもたちの教育支援です。郷土愛に満ちた子どもたちを育てていくことが、この地域のこれからの発展の大きな礎になると思っています。地域の皆さんと一緒になって子どもたちの教育に取り組むことで、50年後、100年後の都城の発展に力を注いでいきたいと考えています。

◆副市長の人事案件について

質 副市長2人体制について市長の考えを伺いたい。

答 7つのマニフェストの実現に向けては、市民の皆さんのご意見

やご要望に耳を傾け、組織や人材情報、スキルなどの経営資源を効果的に活用していくトップマネジメントが重要であると考えています。そして、市民の皆さんに納得していたできるように適切な意思決定をしていかなければなりません。そのためには、各部門における十分な議論を積み上げていくことが重要であり、時には、部門間の調整も必要となります。

副市長には、私がより迅速に的確な意思決定ができるよう、きめ細かな調整をはじめ、全体的な視点から見ることもお願ひしたいと考えており、トップマネジメントの強化と組織の迅速で円滑な運営の観点からも、副市長の2人体制を採りたいと考えています。

◆6次産業化の取り組みについて

質1 都城市における6次産業化の導入実績について伺いたい。

答1 これまでも、果実類や畜産物の加工販売などに取り組んできた生産者もいますが、平成23年3月に6次産業化法が施行されたのを機に、11戸の農業経営者が経営の多角化を図ろうと国の総合化事業計画の認定を受けました。

平成24年度の取り組みについては、国の6次産業化推進整備事業の導入や、県の「目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業」、「宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業」を計画しているところで

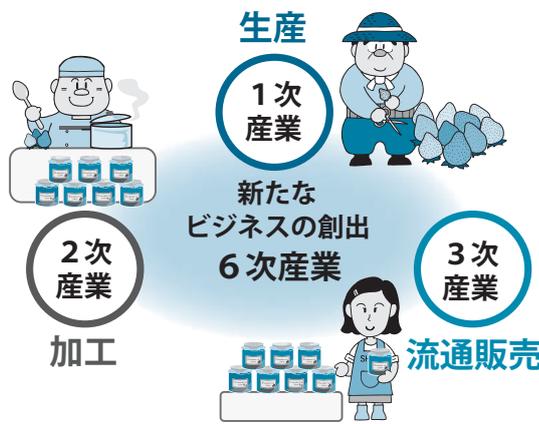
質2 6次産業化をどのように進めていくのか見解を伺いたい。

答2 6次産業化を確実に推進するためには、農業経営者の要望調査などを行い、地域の実状を十分把握した上で、国や県、農業団体などと連携しながら、地域一丸となった推進体制を確立する必要があります。と考えています。

そのためにも、さまざまな情報を発信していくほか、窓口の一本化や施設整備に対する補助事業の創設などを視野に入れ、6次産業化を農業振興の起爆剤として位置

付け、推進したいと考えています。

本市は全国有数の農業地域であり、豊富な農畜産物と長年育まれた食品製造技術があります。6次産業化の推進には、これまでも取り組まれてきた農商工連携の下地やノウハウを十分に活用することが重要であると考えています。



6次産業化の一例

農林畜産業者（1次産業）が生産した農林畜産物を加工（2次産業）して付加価値を高め、流通・販売（3次産業）を一体的に行うもので、農林畜産業者の所得向上や新たな雇用の創出が期待できます。

◆女性のエンパワーメントの促進について

質1 女性管理職の登用・育成について市長の考えを伺いたい。

答1 少子・高齢化、社会経済の変化に対応し、豊かで活力ある社会とするには、男女共同参画社会の実現が最重要課題の一つで、性別に関係なくその意欲と能力を十分に発揮できる社会をつくること

が大切です。男女平等を実現するために、女性職員の積極的な育成に取り組み、管理職への登用を図っていきたいと考えています。

質2 市役所における女性管理職の現状を伺いたい。

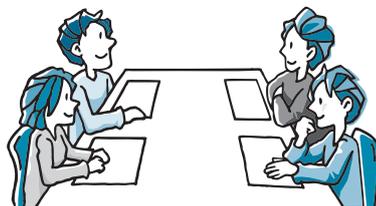
答2 本市は、部長、課長、副課長が管理職で、現在、部長級19人、課長級95人、副課長101人の合計215人の管理職がいます。うち女性職員は12人で、割合は5.6割となっています。

質3 他団体に比べて低い現状をどう考えるか伺いたい。

答3 平成23年4月1日現在、県内26市町村の課長級職以上の女性登用状況は41人で、管理職の合計941人に対し、4.4割であり、鹿児島県と並んで全国最下位となっています。こうした状況の中で本市は、課長級職以上119人のうち女性は2人の1.7割であ

ります。

本市において、平成24年4月1日現在、課長級以上の114人のうち女性課長が3人で、割合は2.6割と前年度の1.7割から若干ではありますが伸びており、副課長についても、最近では最も多い9人を配置しています。女性の登用・育成については、これからの行政運営に欠くことのできな重要課題と捉え、推進していきますので、今後、女性管理職の割合は伸びていくものと考えます。



傍聴においでください

市議会は、3月、6月、9月、12月の定例会や臨時会で、市民に関係の深い議案や請願などを審議します。傍聴席は、市役所西館6階にありますので、ご自由においでください。また、BTVケーブルテレビでも、市議会の中継放送や録画放送を行っています。

◎問い合わせ 議会事務局

☎23-7869



狂犬病予防注射

年に1回、必ず受けましょう！

平成25年度の犬の登録と狂犬病予防注射を行います。どの会場でも受けられますが、会場によって実施時間が異なりますので日程表で確認ください。なお、この日程で注射を受けられない場合は、最寄りの動物病院で接種してください。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

<本庁管内>		
4/26 (金)	麓自治公民館(野々美谷)	9:00~ 9:20
	寿万寺自治公民館	9:40~10:00
	崎田自治公民館	10:20~10:40
	薄谷自治公民館	11:00~11:30
	森田自治公民館	13:00~13:20
	丸谷自治公民館	13:40~14:10
4/30 (火)	志和池地区公民館	14:30~15:10
	荒ヶ田自治公民館	9:00~ 9:20
	岩満自治公民館	9:40~10:00
	巢立自治公民館	10:15~10:35
	下水流3自治公民館	10:55~11:30
	下水流1自治公民館	13:00~13:30
5/7 (火)	平原自治公民館	13:50~14:10
	上水流東自治公民館	14:30~15:00
	源野自治公民館	9:00~ 9:20
	大根田自治公民館	9:40~10:10
	志比田自治公民館	10:30~11:00
	片平自治公民館	11:20~12:00
5/8 (水)	宮丸自治公民館	13:30~14:00
	小松原地区公民館 (地区体育館横)	14:20~15:00
	北原自治公民館	9:00~ 9:20
	中妻自治公民館	9:40~10:00
	菖蒲原自治公民館	10:20~10:50
	妻ヶ丘地区公民館	11:10~11:40
5/9 (木)	広原自治公民館	13:00~13:30
	花繰自治公民館	13:50~14:10
	弁済使自治公民館	14:30~14:50
	若葉自治公民館	15:10~15:40
	一万城西部自治公民館	9:00~ 9:20
	一万城東部自治公民館	9:40~10:10
5/10 (金)	小鷹自治公民館	10:30~11:00
	竹町自治公民館	11:20~11:50
	上長飯霊地公園(北側駐車場)	13:30~14:00
	早鈴自治公民館	14:20~15:00
	鷹尾1丁目自治公民館	9:00~ 9:30
	北鷹尾自治公民館	9:50~10:20
南鷹尾自治公民館	10:40~11:00	
五十市地区公民館	11:20~12:00	
狐塚自治公民館	13:30~14:00	
平長谷自治公民館	14:20~14:40	
原村自治公民館	15:00~15:30	

<本庁管内>		
4/4 (木)	高野自治公民館	9:30~10:00
	田野地区集落センター	10:20~10:40
	東折田自治公民館	11:00~11:20
	西折田自治公民館	11:40~12:00
	猪子石記念碑前	13:30~13:50
	御池自治公民館	14:20~14:40
4/5 (金)	東牛之脛自治公民館	15:00~15:20
	夏尾市民センター	9:30~ 9:50
	上馬渡自治公民館	10:10~10:30
	荒川内自治公民館	10:50~11:10
	渡司自治公民館	11:40~12:00
	上川内自治公民館	13:30~13:50
4/8 (月)	下川内自治公民館	14:10~14:30
	庄内地区公民館	15:00~15:40
	下川崎自治公民館	9:00~ 9:20
	上川崎自治公民館	9:40~10:00
	関之尾自治公民館	10:20~10:50
	西区自治公民館	11:10~11:30
4/9 (火)	今屋自治公民館	13:00~13:30
	千草自治公民館	13:50~14:20
	宮島自治公民館	14:40~15:00
	平田自治公民館	9:00~ 9:30
	筋自治公民館	9:50~10:20
	今平自治公民館	10:40~11:10
4/23 (火)	立野自治公民館	9:00~ 9:30
	早水自治公民館	9:50~10:20
	年見自治公民館	10:40~11:00
	千町自治公民館	11:20~11:40
	祝吉自治公民館	13:00~13:20
	並木自治公民館	13:40~14:00
4/24 (水)	上川東1丁目自治公民館	14:20~14:40
	川東墓地東入口	15:00~15:30
	下川東自治公民館	9:00~ 9:30
	祝吉地区公民館	9:50~10:30
	南郡元3丁目自治公民館	10:50~11:10
	上郡元自治公民館	11:30~12:00
4/25 (木)	神之山自治公民館	13:30~13:50
	松之元自治公民館	14:10~14:40
	吉尾自治公民館	15:00~15:30
	中金田自治公民館	9:00~ 9:40
	下金田自治公民館	10:00~10:20
	広瀬自治公民館	10:40~11:00
沖水地区公民館	11:20~12:00	
太郎坊自治公民館	13:30~14:10	
高木自治公民館	14:30~15:30	

狂犬病は、発症すると死亡率が100%という恐ろしい病気です。そのため、狂犬病予防法で生後91日以上飼育された犬には、生涯1回の登録と年1回の予防注射が飼い主に義務付けられています。今年度の集合注射は今回の1回限りです。この期間に接種してください。

また、飼い犬が死亡したり飼いの氏名や住所などが変わったりした場合、届け出が必要で、届出をしないと登録が済んでいない犬は、注射と同時に登録も行ってください。

登録手数料
1頭 3,000円(生涯1回)

狂犬病予防注射手数料
1頭 3,000円(年1回)

● **注意事項**
 ● 飼い主へ後日受付票を郵送しますので、必ず会場に持参ください。受付票がない場合、受付時に書類の記入が必要です
 ● 注射会場では、飼い主が責任を持って犬を制御してください
 ● 妊娠中や体調の悪い犬、1カ月以内に他の予防注射をした場合は、注射会場の獣医師または動物病院に相談ください

<高崎総合支所管内>		
4/16 (火)	荒場自治公民館	9:10~ 9:40
	上勢西自治公民館	10:00~10:20
	東霧島地区多目的集会所	10:40~11:10
	東自治公民館	11:30~11:50
	高崎保健福祉センター	13:10~13:40
	高坂自治公民館	14:00~14:30
	鍋自治公民館	14:50~15:10
	塚原自治公民館	15:30~15:50
4/17 (水)	田平自治公民館	9:10~ 9:30
	栢木自治公民館	9:50~10:10
	町倉自治公民館	10:30~11:00
	谷川自治公民館	11:20~11:40
	栗巢自治公民館	13:10~13:30
	迫間自治公民館	13:50~14:10
	山神原自治公民館	14:30~14:50
	野平自治公民館	15:10~15:30
4/18 (木)	蔵元自治公民館	9:10~ 9:35
	三和自治公民館	9:55~10:20
	共和自治公民館	10:40~11:05
	横谷自治公民館	11:25~11:50
	鶴戸自治公民館	13:10~13:30
	炭床自治公民館	13:50~14:10
	後平自治公民館	14:30~14:50
	笛ヶ水教育集会所	15:10~15:30
4/19 (金)	木下自治公民館	9:10~ 9:40
	吉村自治公民館	10:00~10:30
	中轟自治公民館	10:50~11:10
	小牧自治公民館	11:30~11:50
	権堀繋留所	13:10~13:30
	牟礼水流自治公民館	13:50~14:10
	原村自治公民館	14:30~15:00
	高崎総合支所東側駐車場	15:20~15:40

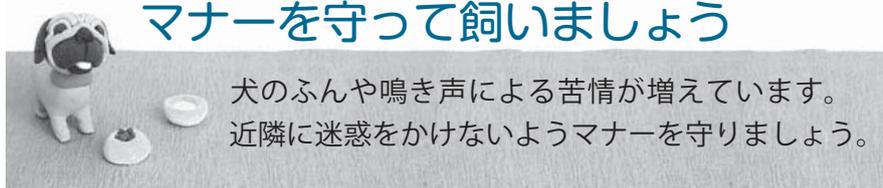
<平日都合の悪い人は>		
4/21 (日)	高崎総合支所正面玄関前	9:00~10:00
	高城総合支所	10:40~11:40
	庄内地区公民館	13:00~13:40
	西岳地区公民館 (西岳小学校敷地内)	14:15~14:45
5/19 (日)	志和池地区公民館	9:00~ 9:30
	沖水地区公民館	10:00~10:30
	祝吉地区公民館	11:00~11:30
	横市地区公民館	13:00~13:40
6/2 (日)	小松原地区公民館 (地区体育館横)	14:10~14:40
	妻ヶ丘地区公民館	15:10~15:40
	五十市地区公民館	9:00~ 9:30
6/9 (日)	都城市役所第2駐車場 (図書館向かい側)	10:00~10:30
	中郷地区公民館	11:00~11:30
	山之口総合支所車庫前	9:00~10:00
6/16 (日)	高城総合支所	10:30~11:30
	高崎総合支所正面玄関前	13:00~14:00
6/23 (日)	高崎総合支所正面玄関前	13:00~14:00
	山田総合支所	14:30~15:30
6/24 (日)	都城保健所	9:00~11:30

<高城総合支所管内>		
4/9 (火)	第3自治公民館	13:00~13:30
	高城原ふれあいスポーツ館	13:50~14:20
	第1自治公民館	14:40~15:10
	第2自治公民館	15:30~16:00
4/10 (水)	雀ヶ野自治公民館	9:30~ 9:50
	高城地区公民館四家分館	10:20~10:40
	第18自治公民館	11:00~11:20
	七瀬谷自治公民館	11:40~12:00
	市野々自治公民館	13:30~13:50
	高城農村改善センター	14:10~14:40
	高城総合支所	15:00~16:00
	上星原自治公民館	9:30~10:00
4/11 (木)	下星原自治公民館	10:20~10:50
	田辺自治公民館	11:10~11:30
	雁寺・八久保自治公民館	13:00~13:30
	西久保自治公民館	14:00~14:30
4/12 (金)	豊広自治公民館	15:00~15:30
	横原地区コミュニティセンター	9:00~ 9:30
	勤労青少年ホーム	9:50~10:20
	高城ふれあい武道館	10:40~11:10
	第9自治公民館	11:30~12:00
	石山体育センター	13:30~14:00
	第11自治公民館	14:20~14:50
	第12自治公民館	15:10~15:40

<山田総合支所管内>		
5/28 (火)	和田上自治公民館	9:30~10:00
	田中自治公民館	10:20~10:50
	昆砂丸自治公民館	11:10~11:40
	牛谷自治公民館	13:00~13:30
	瀬茅自治公民館	13:50~14:20
	万ヶ塚自治公民館	14:40~15:10
	石風呂自治公民館	9:30~10:00
5/29 (水)	平山自治公民館	10:20~10:50
	中村自治公民館	11:10~11:40
	山田町体育館前	13:00~13:30
	脇之馬場自治公民館	13:50~14:20
	大古川自治公民館	14:40~15:10
	上是位川内自治公民館	9:30~10:00
	下是位川内自治公民館	10:20~10:50
5/30 (木)	浜之段自治公民館	11:10~11:40
	長谷自治公民館	13:00~13:30
	竹脇自治公民館	13:50~14:20
	谷頭二自治公民館	14:40~15:10
5/31 (金)	北田自治公民館	9:00~ 9:20
	古江自治公民館	9:40~10:10
	山内二自治公民館	10:30~11:00
	谷頭五自治公民館	11:20~12:00
	谷頭トレーニングセンター	13:20~14:00
	谷頭一自治公民館	14:20~14:50
	谷頭九自治公民館	15:10~15:30

<本庁管内>		
5/14 (火)	西町自治公民館	9:00~9:20
	都島公園(陸軍墓地)	9:40~10:20
	都島自治公民館	10:40~11:00
	ふるさとセンター (大岩田玉利自治公民館隣)	11:20~11:50
	横尾原自治公民館	13:20~13:40
	下今町自治公民館	14:00~14:30
	上今町自治公民館	14:50~15:20
	久保原西自治公民館	9:00~9:40
5/15 (水)	上蓑原自治公民館	10:00~10:30
	後蓑原自治公民館	10:50~11:10
	下蓑原自治公民館	11:30~12:00
	上町自治公民館	13:30~13:50
	姫城自治公民館	14:10~14:30
	甲斐元自治公民館	14:50~15:10
	今房自治公民館	9:00~9:30
	表自治公民館	9:50~10:10
5/16 (木)	東加治屋自治公民館	10:30~11:00
	横市地区公民館	11:20~12:00
	和田自治公民館	13:30~13:50
	霧原自治公民館	14:10~14:40
	サン・アビリティーズ都城	15:00~15:20
	下長飯自治公民館	9:00~9:40
	藤田自治公民館	10:00~10:40
	下安久自治公民館	11:00~11:20
5/17 (金)	上安久自治公民館	11:40~12:00
	正応寺自治公民館	13:30~13:50
	高野原自治公民館	14:10~14:40
	豊満自治公民館	15:00~15:30
	益貫自治公民館	9:00~ 9:30
	梅北麓自治公民館	9:50~10:10
	女橋自治公民館	10:30~10:50
	雄児石自治公民館	11:10~11:40
5/21 (火)	大浦自治公民館	13:00~13:20
	嫁坂自治公民館	13:40~14:00
	弘川自治公民館	14:20~14:40
	川内自治公民館	15:00~15:20

<山之口総合支所管内>		
5/22 (水)	飛松自治公民館	9:30~9:45
	青井岳(高野商店裏)	10:05~10:25
	五反田自治公民館	10:45~11:05
	野上自治公民館	11:25~11:45
	永野地区公民館	13:00~13:20
	六十田自治公民館	13:40~14:00
	麓宮農研修館	14:20~15:00
	田原自治公民館	15:20~15:40
5/23 (木)	乗平自治公民館	9:00~ 9:20
	桑原自治公民館	9:40~10:10
	正近自治公民館	10:30~10:50
	上富吉地区体育館	11:10~11:30
	街区自治公民館	13:00~13:20
	西向原自治公民館	13:40~14:20
	下富吉地区体育館	14:40~15:20
	川内自治公民館	9:00~ 9:20
5/24 (金)	前方自治公民館	9:40~10:00
	山之口総合支所車庫前	10:30~11:30



4月1日から

敬老特別乗車券(敬老バス券)と 健康増進施設利用割引券(利用割引券)の 更新・交付手続きが始まります

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-3102

敬老特別乗車券

高齢者の自主的活動を助けるために交付している敬老バス券。これまで、宮崎交通、三州自動車、高崎観光バスのうち1社しか利用できませんでしたが、4月からは全て利用できるようになります。

●対象 満70歳以上の市民

●乗車区域 市内全域

●高速バス、特急バスは利用不可

●利用者負担 1回の乗車につき100円

●交付期間 4月1日(月)～

●手数料 1人1,000円

●交付場所 福祉課、各総合支所
市民生活課、各地区市民センター
※地区公民館でも交付(表1参照)

●手続きに必要なもの

【新規】6カ月以内に撮影した写真(横2.5センチ×縦3センチ)、脱帽、

顔が鮮明に写っているもの)、保険証または運転免許証などの身分

証明書

※代理手続きはできません

【更新】現在持っている敬老バス券

※代理でも手続きできますが、敬老バス券の紛失や記載事項の変更などがある場合は新規手続きが必要のため、代理手続きはできません

●その他 有効期限が平成25年3月31日の敬老バス券は4月中は使用できませんが、5月からは使用できません

表1 各地区公民館の交付日程

日	時	場所
4月10日 (水)	9:30~11:30	小松原地区公民館
	13:30~15:30	横市地区公民館
4月11日 (木)	9:30~11:30	祝吉地区公民館
	13:30~15:30	長寿館
4月12日 (金)	9:30~11:30	妻ヶ丘地区公民館

※敬老バス券と利用割引券を同時に交付します

健康増進施設利用割引券

高齢者の健康増進を図るために、市内5カ所の温泉施設で共通して利用できる割引券を希望者1人当たり、20枚交付します。

●利用できる施設 青井岳温泉、観音さくらの里、かかしの里ゆぼっぱ、やまだ温泉、ラスパたかざき

●対象 ①65歳以上の市民(昭和24年4月1日以前生まれ)

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の市民

※身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳(1・2級)の交付を受けている人の主たる介助者も対象

●交付場所 福祉課、各総合支所
市民生活課、各地区市民センター
※地区公民館でも交付(表1参照)。

ただし、②の人の交付は、地区市民センター、地区公民館では行いません

●手続きに必要なもの

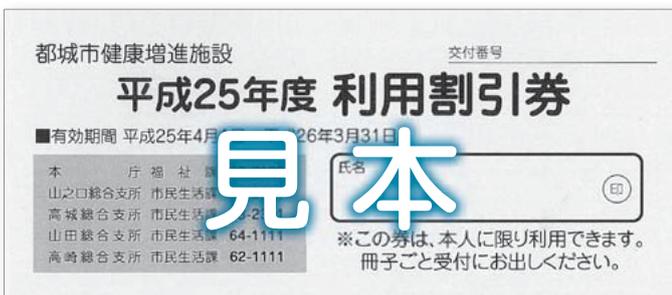
【本人申請】印鑑、身分証明書

【代理申請】委任状または交付対象



◀「敬老特別乗車券」
4月から、3つのバス会社が
利用できるようになります

▼「健康増進施設利用割引券」市内の5つの温泉施設で利用できます



者の身分証明書、交付対象者と代理人の印鑑、代理人の身分証明書
※身分証明書とは保険証、運転免許証、身体障害者手帳など

【身体障害者手帳などによる申請】
交付対象者の印鑑(代理申請は交付対象者と代理人の印鑑)、身体障害者手帳など。介助者分を申請する場合は介助者の印鑑

●印鑑は、スタンプ式印鑑を除く

●その他 期限の切れた利用割引券は、手続きの際に持参ください
※温泉施設では回収しません

3月27日(水)～4月4日(木)

住所異動に関係する受付窓口を 臨時的に開設します

3月下旬から4月上旬は住所異動が多いため、平日の時間外や土・日曜日に住所異動に係る受付窓口を臨時的に開設します。

●手続き可能な期間・時間

3月27日(水)～4月4日(木)までの9日間

◎月～金曜日

19時まで時間延長

◎土・日曜日(臨時開庁)

9時～17時

●注意

小・中学生の校区外通学や市外への通学申請のほか、介護保険関連の手続きが必要な人は、平日の時間内に行ってください。

手続き可能な業務内容

●住所異動に関する受付業務ほか

- ・住所異動届け出の受け付け
- ・各種証明の発行
- ・印鑑登録証の申請受け付け、交付
- ・住民基本台帳カードの申請受け付け、交付

市民課
☎ 23-2128

●住所異動に関連して届け出が必要な窓口業務

- ・住所異動に関する国民健康保険の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する後期高齢者医療の資格取得届および喪失届の受け付け
- ・住所異動に関する国民年金関係届け出の受け付け

保険年金課
☎ 23-2127

- ・住所異動に関する乳幼児医療費助成、母子父子医療費助成、児童手当などの申請の受け付け
- ・他の市町村から都城市に転入した人への妊婦乳児健康診査受診票、予防接種ノートの交付

こども課
☎ 23-2684

- ・住所異動に関する保育の実施および解除、転園などの事務

保育課
☎ 23-4894

※戸籍届け出の時間外受け付けは、警備員室で行います

利用の際はご注意ください!

異動手続きに便利な住民基本台帳カード

住民基本台帳カード(住基カード)を利用した異動手続きについて紹介します。

◎問い合わせ 市民課

☎ 23-2128

Q1 市外に転出する場合はどうすればいいのですか?

A 市の窓口で転出手続きを行うときに住基カードを使用します。転入先の市町村窓口でも転入届と一緒に提出してください。なお、転出時に指定した市町村以外では転入届を行うことはできません。本市で再度転出手続きが必要ですが、また、転出届から30日以内に手続きを行わなかった場合も再度手続きが必要となります。

Q3 市内で転居する場合はどうすればいいのですか?

A 転居届を提出するときは住基カードの裏面に変更内容を記載しますので、住基カードを必ず提出してください。

Q4 住基カードを紛失したので再交付を受けたいのですが?

A 警察に紛失届を行い、その届け出をした証明書をもらってください。住基カードの再交付申請書にその証明書を添えて、住所地の市町村窓口へ提出してください。

Q2 引っ越しても住基カードは使えるのですか?

A 転入手続き時に住基カードに新しい住所を記載してもらえばそのまま使用できます。その場合は、有効期限内(発行から10年)の住基カードであることやパスワードが分かっていることが必要です。

Q5 電子証明書は引っ越してもそのまま使えますか?

A 電子証明書は利用者の氏名や住所などが記載されていて、引っ越しをすると電子証明書の記載と異なることになるため、使えなくなりません。あらためて手続きを行ってください。